

議案第 24 号

兵庫県市町村職員退職手当組合同規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、平成 31 年 5 月 1 日付けで篠山市から丹波篠山市への名称変更に伴い、兵庫県市町村職員退職手当組合同規約を次のとおり変更することについて協議する。

よって、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

平成 31 年 2 月 20 日提出

三田市長 森 哲 男

兵庫県市町村職員退職手当組合同規約の一部を改正する規約

兵庫県市町村職員退職手当組合同規約（昭和 30 年兵庫県告示第 197 号の 12）の一部を次のように改正する。

別表第 1 号表及び別表第 2 号表中「、篠山市」を「、丹波篠山市」に改める。

附 則

この規約は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。